

生徒会選挙規程

第1章 総 則

第1条 この規程は安代中学校生徒会役員選挙に適用する。

第2条 この選挙は安代中学校に在学する全生徒で行い、生徒会の目的を果すことをねらいとする。

第3条 本会の会員はすべて選挙権及び被選挙権を有する。

第4条 この選挙では次の役員を選ぶ。

- (1) 生徒会本部役員（会長1名、副会長1・2年各1名、執行委員2年2名・1年1名）
- (2) 応援団役員（団長1名、副団長1名）
- (3) 専門委員長

第2章 選挙管理委員会

第5条 選挙管理委員会は、生徒会規約第5章第44条によって構成され、次のことを行う。

- (1) 選挙の公示（2週間前）
- (2) 立候補者の受付と発表
- (3) 選挙公報の発行
- (4) 演説会の開催
- (5) 投票所、開票所の設定
- (6) 開票
- (7) 当選者の確認と発表
- (8) その他選挙管理に必要なこと

第6条 選挙管理委員会は、投票日の7日前に候補者を公示する。

第7条 選挙管理委員は、選挙に立候補することができない。

第3章 立 候 補

第8条 立候補するものは、推せん責任者1名と、別に定める様式の立候補届を選挙管理委員会に提出する。

第9条 立候補を辞退する時は、投票日の3日前までに別に定める様式の辞退届を推せん責任者立会のもとに、本人が選挙管理委員会に提出する。

第4章 演説会・選挙活動

第10条 選挙管理委員会は、投票日まで立会演説会を開く。期日・順序は選挙管理委員会で定める。

第11条 選挙運動は立候補の届出終了から投票日まで行うことができる。

第12条 校内放送による候補者の意見発表やその他の運動は、すべて選挙管理委員会の定める要領に従って行うことができる。

第13条 選挙用ポスターの用紙は、選挙管理委員会で定めたものに限り使用できる。ポスターは候補者1名につき、2枚以内とし、指定された場所のみ掲示するものとする。

第14条 選挙運動は校内でのみ認められる。

第15条 選挙運動はこの選挙規程に定められた範囲内で行われなければならない。違反した場合は、

選挙管理委員会の判定により立候補の取消し、または当選無効となることもある。

第5章 投票

第16条 投票は選挙管理委員会の指定する場所で行われる。また、投票用紙は選挙管理委員会で作成する。

第17条 選挙は定員1名は単記、定員2名以上は定員数完全連記とし、無記名投票とする。但し、立候補者が定員数を越えない場合は信任投票として行われる。

第18条 開票は即日開票とし、開票結果及び当選者の確認は選挙管理委員会によってなされ、公示される。

第19条 本規程第17条及び第18条によらない投票はすべて無効とする。

第20条 得票が有効投票の過半数に達しない場合は投票数が多い立候補者を当選とする。

第6章 補欠選挙

第21条 新生徒会本部役員・専門委員長・議長団・応援団役員は校長先生から認証される。認証された役員は責任をもって自分の仕事を遂行する。

第22条 生徒会役員が、転校等で欠けた場合は、該当学年執行部に推せんされた生徒を中央委員会の承認で決定する。